

保護者の皆様

横浜市教育委員会

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置付けられます。法改正及び政府の方針を踏まえ、次のとおり、5月8日以降の学校における感染症対策等についてお知らせします。

1 マスクの着脱・給食費等の取扱いについて

- 学校教育活動において、個人の主体的な選択を尊重し、児童生徒・教職員ともマスクの着用を求めません。遠足・宿泊行事や入学式・卒業式等の儀式的行事についても同様です。
- 登下校時や運動時等は、今後、熱中症の危険性が高まることから、特に積極的にマスクを外すよう呼びかけます。ご家庭でもお子様にお話いただきますようお願いいたします。
- 基礎疾患や花粉症など様々な事情により、マスクの着用を希望する児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等が生じないよう、丁寧に指導を行います。
- 今までは、新型コロナウイルス感染症に起因する4日以上欠席に対し給食費減額の対応をしていましたが、5月8日以降は減額の対応を行いません。

2 感染流行期の感染症対策について

- 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、基本的な感染症対策に加えて、
・学校教育活動において、大声での会話を控える、身体的距離の確保などの感染症対策を、状況に応じて行います。
- 感染流行期には、教職員がマスクを着用する又は児童生徒にマスクの着用を推奨することも考えられます。ただし、マスクの着用を強いることが無いように対応していきます。

3 出欠席の取扱いについて

- 児童生徒が医師の診断や新型コロナウイルスの検査で、陽性が判明した場合は、学校保健安全法第19条による出席停止となりますので、速やかに学校へご連絡をお願いします。
- 濃厚接触者相当の取扱いはなくなります。
- 感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など合理的な理由があると学校長が判断する場合は、欠席にはなりません。